

○ 稲川土地改良区内部統制委員会処務規程

〔平成27年3月11日
制 定〕

第1条 内部統制委員会（以下「委員会」という。）の職務は他に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は委員4名をもって組織する。

2 委員は理事会で決定し、委員の中から委員長及び副委員長各1名を互選するものとする。

第3条 委員の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員はその任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

第4条 委員会は理事長の請求により、委員長が招集する。ただし、委任された事項又は緊急を要する事項については、委員長は、理事長の請求をまたずに委員会を招集することができる。

2 委員長が委員会を招集するときには、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会は、健全な業務執行体制の構築のため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

- 一 役職員のコンプライアンス意識の向上に関すること。
- 二 内部牽制の強化に関すること。
- 三 適正な労務管理に関すること。
- 四 適正な個人情報の取扱いに関すること。
- 五 その他の事項

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事及び職員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、理事、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

第9条 委員長は、委員会において決定した事項を直ちに書面により理事長に報告しなければならない。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか軽易な事項を専決処分することができる。

第11条 委員には費用弁償を支給することができる。

附 則（平成27年3月11日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成27年4月に選任された委員の任期は、平成28年8月1日までとする。